

ISO等取得支援事業補助金 提出書類確認シート兼同意書

書類不備や、審査の際にお電話させていただくことがありますので、連絡先については、必ず、日中連絡がつく電話番号を記載してください。

※書類が不備なく、すべて揃ったものから審査を開始します。

※一定期間連絡が取れない場合は、書類を返却させていただきます。

※審査開始から、交付決定までは2週間～1か月程度かかります。

※申請内容把握のために、申請書類は、区に提出する前に写しをとり、保管をしてください。

1. 会社名・連絡先等

フリガナ		
法人名または屋号・名称		
フリガナ		
申請担当者		
連絡先① (TEL①・TEL②)	②	②
E-mail		

2. 提出書類について

必要書類一覧	チェック欄
同意書	
補助金交付申請書（第1号様式）	
事業計画書（第2号様式）	
収支計画書（第3号様式）	
ISO27001：内部監査実施記録（監査実施後のチェックリスト含む）と マネジメントシステムの基本方針 エコアクション21：環境活動報告書 プライバシーマーク：内部監査実施記録（監査実施後のチェックリスト含む）	
ISO等に必要経費の見積書（明細が記載されているもの）のコピー	
コンサルタント委託契約書のコピー（コンサルタント委託契約をした場合のみ）	
法人：都税事務所課税の法人事業税・特別税と法人都民税の納税証明書の原本 個人：港区民は特別区民税・都民税の納税証明書の原本 港区民以外は特別区民税・都民税事業所課税の納税証明書の原本	
法人：履歴事項全部証明書（登記簿謄本）の原本 ※3ヶ月以内発行のもの 個人：税務署受領印のある開業届のコピー（電子申請は受信通知も提出）	
※中小企業者で構成する団体は団体規約及び会員名簿	

裏面の同意書を確認いただき、レ点でチェック及び署名をお願いします。

同意書

私は、港区産業財産権取得支援事業補助金の交付申請に当たり、次の事項を遵守することに同意します。なお、同意した内容と事実について相違することが判明した場合には、補助金の交付を受けられないこと、又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

- ☐ 港区立産業振興センターホームページ内の記載内容を確認し、申請内容・今後の手続きの流れ・注意事項等を理解し、申請しています。
- ☐ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 1/2 以上を同一の大企業が所有している中小企業もしくは大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の 1/2 以上を占めている中小企業といたみなし大企業ではありません。
- ☐ 中小企業基本法に規定される中小企業です。
- ☐ バーチャルオフィスではありません。
- ☐ 法人においては、区内に本社があり、引き続き 1 年以上区内で事業を営んでおり、個人においては、区内に住所があり、引き続き 1 年以上区内で事業を営んでいます。
- ☐ 法人においては、納期の到来している法人事業税・法人住民税を滞納していません。また、個人においては、納期の到来している特別区民税・都民税を滞納していません。
- ☐ 補助金申請時点で当該規格の認証を受けたことがなく、今回が初めての取得です。
- ☐ ISO 等の種類にかかわらず過去に区の ISO 等取得支援事業補助金の交付は受けていません。
- ☐ 申請した同一の経費で、国・都道府県・区市町村等から重複して助成金又は補助金の交付を受けておりません（過去に受けたことがある場合も含む）
- ☐ 事業の実施期間終了日（3/19）までに登録が完了し、実績報告書の提出をすること。これらが期間外になった場合には、補助対象外となることを了承します。
- ☐ 補助金交付までに区外へ移転した場合は、補助金は交付されません。
- ☐ 補助金利用後に効果等の聞き取りを実施します。その際、個人情報等（法人名又は名称、代表者名、住所、電話番号等）を港区立産業振興センター指定管理者に提供することに同意します。

申請者氏名（代表者）

印

※交付申請書で使用する同じ印を押印してください。